

宇佐市高校生路線バス通学定期券補助金交付要綱

令和3年3月19日

宇佐市告示第63号

改正 令和5年3月30日宇佐市告示第99号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域公共交通の維持・活性化を図るとともに、市内に所在する高等学校（以下「市内高等学校」という。）に路線バスを利用して通学する生徒の保護者の負担軽減を図るため、バス事業者が発券する通学定期券の購入に対して宇佐市高校生路線バス通学定期券補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇佐市補助金等交付規則（平成17年宇佐市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内高校生 市内高等学校に在籍する生徒をいう。
- (2) 路線バス バス事業者が乗合旅客を運送するために路線を定めて定期に運行する自動車（これに類するものとして市長が特に認める自動車を含む。）をいう。
- (3) 通学定期券 自宅から市内高等学校に通学のため、バス事業者が1月以上の一定期間を利用単位として発行する定期乗車券をいう。
- (4) 保護者 市内高校生の親権者、未成年後見人その他市内高校生を養育していると認められる者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する市内高校生の保護者とする。

- (1) 宇佐市に住所を有すること。
- (2) 宇佐市の賦課する税金や使用料等の滞納がないこと。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生業扶助（通学のための交通費に限る。）の受給者でないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の補助対象経費は、交付申請を行う年の4月から翌年3月末まで（以下「補助対象期間」という。）の通学定期券の購入に係る費用（補助対象期間を超える期間の通学定期券（1年定期を除く。）を購入した場合は、当該補助対象期間について日割りにより算出した費用（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。）とする。ただし、通学定期券の紛失等により、従前に補助金の交付を受けた補助対象期間と通用期間が重複する通学定期券を購入する場合は、当該重複した期間に係る費用を除く。

2 補助金の額は、市内高校生1人に対して補助対象経費から40,000円を控除した額とする。ただし、この要綱に定める補助金のほか、補助対象期間の通学定期券の購入に係

る費用に対する補助金その他支援金等の支給を受ける場合であって、その額が 40,000 円を超えるときは、補助対象経費から当該補助金その他支援金等の額を控除した額とする。

- 3 前項の補助金の額は、補助対象期間につき市内高校生 1 人に対して 60,000 円（1 月、3 月、6 月定期の通学定期券を継続して購入した者については、当該通学区間に係る 1 年定期の通学定期券の金額に対する補助金の額を超えない範囲とする。）を上限とする。
（補助金の交付申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、宇佐市高校生路線バス通学定期券補助金交付申請書兼市税納付状況等調査同意書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、その限りでない。

- （1） 在学証明書又は学生証（新入生の場合は、合格通知書）の写し
- （2） その他市長が必要と認める書類

（補助金交付決定等）

第 6 条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、宇佐市高校生路線バス通学定期券補助金交付決定通知書兼通学補助受給資格者証（様式第 2 号。以下「資格者証」という。）又は宇佐市高校生路線バス通学定期券補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の支払等）

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、宇佐市高校生路線バス通学定期券補助金請求・受領委任状（様式第 4 号）により、補助金の請求及び受領をバス事業者に委任することができる。この場合において、交付決定者が通学定期券を購入するときは、バス事業者は資格者証を提示し、当該定期券の額から補助金の額を控除した額をバス事業者に支払うものとする。

2 バス事業者は、前項の規定による通学定期券の購入に係る補助金について、宇佐市高校生路線バス通学定期券補助金交付請求書（様式第 5 号。以下「請求書」という。）に当該交付決定者に発行した通学定期券の写しその他必要な書類を添えて、原則として当該通学定期券を販売した月の翌月末日までに市長に提出するものとする。

3 前 2 項に規定する支払方法によらない場合は、交付決定者は、通学定期券の額の全額をバス事業者に支払った後、請求書に購入した通学定期券の領収書及び通学定期券の写しを添付し、市長に提出するものとする。

4 市長は、請求書の提出を受けた場合は、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の額の変更等）

第 8 条 交付決定者は、次のいずれかに該当するときは、宇佐市高校生路線バス通学定期券補助金変更申請書（様式第 6 号）により速やかに市長に申請しなければならない。

- （1） 第 3 条に規定する補助対象者に該当しなくなったとき

(2) 退学、休学等により通学定期券を使用しなくなったとき

(3) 通学経路又は距離に変更があったとき

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、同項各号に該当するに至った日を基準として、日割りにより補助金の額の変更を決定し、宇佐市高校生路線バス通学定期券補助金変更決定通知書兼通学補助受給資格者証（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（決定の取り消し）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が、虚偽の申請等により不正に補助金を受け取ったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還等）

第10条 市長は、補助金の額の変更し、又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、既に当該変更又は取り消しに係る部分に対する補助金が交付されている時は、当該補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の日から3年ごとに、この補助金のあり方、必要性等について必要な見直しを行うものとする。

附 則（令和5年3月30日宇佐市告示第99号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。